

2022年 2月 2日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原慶則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平田英友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会長 朝倉健次



賃金引上げに関する要求書（10）

「業務Gr. 伊東雅弘」氏名による本年1月21日付「『賃金引上げに関する要求書（8）』につきまして」と題する書面を頂きました。下記のとおり、本件についての速やかな団体交渉開催を再度強く要求致します。

記

- 1 当労組が繰り返し忠告しているのにも拘わらず、上記書面は相も変わらず、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いております。本件「賃金引上げ」に関してその権限と責任がある筈もなくまた、当労組がその存在を認めてもない「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名でのご回答は、今後一切為さらないよう、貴社代表者による、会社としての誠実なご回答を重ね重ね強く求めます。
- 2 「業務Gr. 伊東雅弘」氏名の上記書面第2段落では、「貴組合が希望される日時での団体交渉には応じられません。再度、ご提案ください。」と述べられました。当労組と致しましては、本年2月18日（金）までの団体交渉開催を強く求めます。また、団体交渉の日程を公平かつ合理的に決める為、①本年2月15日（火）、②同2月16日（水）、③同2月17日（木）の3候補日を申し上げます。尚、貴社

に於いても3候補日をお知らせください。もし当労組の日程の全てが不都合な場合、できる限り貴社の日程に合わせ調整するつもりであります。

- 3 「業務Gr. 伊東雅弘」氏名の上記書面第2段落では、同氏がオウム返しのように述べている「開催場所は当社の指定する近隣外部会議室、時間は2時間程度、参加人数は双方10名程度、録画、中継、傍聴者はなし、といたします。」は、その合理的理由も説明できない枕言葉であり、回答に値しないと云わなければなりません。当労組は、当労組本年1月14日付「賃金引上げに関する要求書(8)」書面で、「貴社が合理的理由を示せない場合には、上記開催条件にて開催されるよう強く求めます。」を含めこれまでも繰り返し申し上げております。

次回貴社回答で合理的理由を示せないのであれば、当労組上記提案の開催条件にて快諾されるよう強く要求致します。

- 4 「業務Gr. 伊東雅弘」氏名の上記書面第3段落では、「貴組合は、当社のために当職が行う返答を拒絶するのご趣旨を述べておられますが、当職による回答を拒絶されることは、貴組合が当社からの回答自体を拒絶されていることです。当社による回答を拒絶しつつ、当社に回答を求める文書を送付するような意味不明の行為はおやめください。」と述べられましたが、これこそまさに「業務Gr. 伊東雅弘」氏が当労組書面を熟読していないことを如実に表わしているものであり、只「時間の無駄」と言わなければならない同氏名の書面による無意味な議論は、今回限りにされるよう求めている所以であります。

当労組本年1月14日付「賃金引上げに関する要求書(8)」を再度熟読され、代表取締役尾原慶則氏による誠実な回答を再度強く求めます。

- 5 ここに改めて、代表取締役尾原慶則氏に対して一言申し上げます。当労組がこれまで繰り返し団体交渉開催を求めましたが、あれやこれ難癖を付けて先延ばしされたり、理に叶った説明もできない言い訳を並べ立て、頑なに拒み続け、遂に昨年は唯の一度も団体交渉は開催されていません。そして当労組要求についての各種協議も行われていない結果、各職場から抗議の声が増大しており、堪り兼ねた組合員からの尾原慶則社長に対する抗議は、依然として止まることなく寄せられており、①会社賃金規程違反の5年間に及ぶ昇給の未実施、②一時金に関する協議の拒否、③適正な人員配置の未実施、④36協定の締結拒否、⑤不当な懲戒処分の強行・散発、⑥時間外労働賃金及び時間外労働割増賃金の未払い、⑦退職者が続出しているにも

拘わらず、「引き止め」もなし、「引き継ぎ」もなし、「後任」もなし、⑧従業員が告発した「パワハラ」事件対策の未実施・放置、⑨元自衛隊員、元警察官の「業務Gr.」に、畑違いと思われる生産活動の管理をさせ、「ISO9001」を無視しての、尾原社長独裁の指示命令系統による職場秩序の乱れ、⑩就業規則に定めのない「改善指導票」や、従業員を犯罪者のように思わせる「供述書」なる書面作成に血眼になっている「業務Gr.」、⑪元警察官の「業務Gr.」による無言で従業員を凝視するという常軌を逸した監視行為、⑫従業員の「トイレ回数のカウント」を指示するという、従業員の健康管理を無視、人権無視の生産活動、⑬元自衛隊員、元警察官の「業務Gr.」は、まるで容疑者を逮捕したかのように、組合員に対し卑劣な「取り調べ行為」を行い、さらに冤罪を着せようと「自白するまで強要」するという悪質な人権侵害行為、⑭休憩場所にも監視カメラが向けられ、従業員のプライバシー侵害とも言うべき常軌を逸した「監視カメラ」の一方向的な大量設置、⑮当労組が認めてもない「業務Gr.」による組合員の個人情報の管理、などが原因となって、各職場から笑顔は失われ、最早、人道的配慮の無い「独裁国家の政権」を想起させる、職場環境と言わなければなりません。

尾原社長はこの事実をどのようにお考えなのかご説明下さい。

- 6 当労組と致しましては、繰り返しになりますが、これまでの貴社賃金規程の運用を猛省していただき、当労組2021年7月5日付「賃金引上げに関する要求書(4)」で求めた「2 賃金引上げは、2017年以降実施されていない為、既に要求している通り4年分を一括で、70,000円(17,500円×4年分)を要求します。」についてのご回答を、本年2月4日(金)17時30分までに代表取締役尾原慶則氏名による書面で当労組分会宛為されるよう求めると共に、本件に於ける速やかな団体交渉開催を、以下日程にて開催されるよう再度強く求めます。

(1) 開催希望日

第一希望日：2022年2月15日(火)

第二希望日：2022年2月16日(水)

第三希望日：2022年2月17日(木)

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人数：出席希望する当労組組合員

(2) 議題

賃金引上げについて

尚、貴社が合理的理由を示せない場合には、当労組提案の開催条件にて開催されるよう強く求めます。

以 上